

令和6年4月15日		
資料提供		
担当課	教育委員会 総務課	吉村(内3668 直通Tel.073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和6年3月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(内匿名)
県民等	1(1)
職員等	4(2)
計	5(3)

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	5

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

通報内容		処理状況
①	ある中学校の管理職について、前回の不正行為通報への回答では問題ないとされていたが、再調査が必要である。 また、その中学校の部活動の運営について、事実と異なる内容を関係者に伝えているため、迷惑している。	前回の不正行為通報についての当該市町村教育委員会の調査は、広く関係者に事情を聞くなど、適切なものであったことを確認した。 部活動に関しては、当該市町村教育委員会の調査では、管理職は事実と異なる発言をしていないことを確認した。
②	教育委員会事務局内の会議机を一部の職員が休憩時間に休憩スペースのように使っている。	調査の結果、通報の事実が認められたため、教育委員会事務局内の協議用机については、休憩時間であっても節度を保ち使用することを考慮するよう各課室に伝えた。
③	ある中学校の生徒指導上の課題改善について、当該学校長及び市町村教育委員会に要望しても、改善されない。	設置者である市町村教育委員会に回付し調査対応させた結果、通報の状況について学校長及び市町村教育委員会は認識しており、粘り強く取り組んでいるとの報告を受けた。
④	通報者である中学校の教員が、管理職からハラスメント行為等を受けたため、処分をしてほしい。また、今すぐ異動させてほしい。	調査中
⑤	ある中学校では、校内人事が適切に行われていない。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	5	①②③④⑤
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	0	

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	3	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1	①
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	1	②
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	0	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	1	③
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	0	
(3)調査を継続中としたもの	2	④⑤
(4)不受理としたもの	0	

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(2月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、以下のとおりです。

通 報 内 容		処 理 状 況
R6.2月③	ある県立学校での職員会議において、担当授業時間数の多少に関し、個人を誹謗するような発言を受けた。	調査の結果、発言の事実が認められたため、当該職員に対して、学校長が適切な指導を行った。